

巻頭言



感染症法における「医療措置協定」の締結を！

大分県医師会

会長 河野幸治

今期の診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬のいわゆるトリプル改定が日医の懸命な努力により、診療報酬は本体部分について0.88%アップした。今回の改定は、医療・介護者約900万人に対して、公定価格の引上げを通じた賃上げの実現や、過去30年間、類を見ない物価高騰への対応、日進月歩する医療を全ての国民に提供するための異次元の改定であった。そればかりでなく、急激なインフレ下での診療報酬改定がどうあるべきかという、ターニング・ポイントとなった改定でもあった。改定率は、当初財務省から1%の引下げを求められていた厳しい状況の中、初診料、再診料、入院基本料などが多少増点されたことは、十分に満足できるものとは言えないが、医療現場全体の改善に繋げることが出来ればと期待する。

さて、改正感染症法における「医療措置協定」締結に関する説明会が先日、県福祉保健部感染症対策課により県医師会に於いてZoom開催され、多くの医療機関に参加頂いた。新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症法が改正された。この改正で、①病床確保、②発熱外来、③自宅療養等への医療、④後方支援、⑤人材派遣など医療支援の必要な医療を提供する体制を確保するため、県と医療機関等の間で協定を締結することが法定化された。

【改正感染法施行日】 令和6年4月1日

【対象となる感染症】 ・新型インフルエンザ等感染症
・指定感染症 当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のあるものに限る。

【新感染症】 これまでの対応を教訓として生かすことができる新型コロナウイルス感染症の対応を想定している。

実際に発生した感染症の性状（病原性、感染性）、対応方法、物資確保等が事前の想定と大きく異なる場合は、県と医療機関等で改めて協議を行い、協定内容の変更を含め、柔軟に対応することができる。

協定締結対象機関は、医療機関（病院・診療所）、薬局、訪問看護事業所などであり、締結主体は、「県知事」と「医療機関の管理者」との間で行うことになる。締結時期は令和6年4月～9月末の予定で、協定状況を県のホームページに医療機関名・措置内容等が公表される。県の目標として、入院病床数（第一種協定指定）525床、発熱外来機関数（第二種協定指定）400機関とのことである。

県医師会は会員の皆様の病院・診療所に対して必ずサポートを行う考えであり、「医療措置協定の締結」を是非、願います。